

「指定訪問入浴介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第 2473100010 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問入浴介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次の通り説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者及び事業所の概要	1
2. 事業所のサービス内容	2
3. サービスの利用料金	2
4. 支払方法と指定口座	3
5. 緊急時及び災害時の対応	3
6. 苦情に対する対応	4
7. その他留意事項	4

御浜町訪問入浴サービス

社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会

令和 7 年 4 月以降版

1. 事業者及び事業所の概要

ア) 事業者について

- (1) 法人名 社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 三重県南牟婁郡御浜町下市木 2040 番地
- (3) 電話番号 05979-2-3813
- (4) 代表者氏名 会長 筒井 道夫
- (5) 設立年月 昭和 60 年 6 月 8 日

イ) 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定訪問入浴介護事業所（平成 12 年 2 月 21 日 三重県指定第 2473100010 号）
- (2) 事業の目的
指定訪問入浴介護は、介護保険令に従い、ご契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入浴サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会
- (4) 事業所の所在地 三重県南牟婁郡御浜町下市木 2040 番地
- (5) 電話番号 05979-2-3813
- (6) 事業所長（管理者） 喜田 さつき
- (7) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

ウ) 事業所の実施地域及び営業時間

実 施 地 域	御浜町
営 業 日	火曜日～金曜日 (但し、12 月 30 日～31 日、1 月 1 日～3 日は休日、また天災・ その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く)
受 付 時 間	火曜日～金曜日 8 時 30 分 ～ 17 時 30 分
サービス提供時間帯	火曜日～金曜日 9 時 00 分 ～ 17 時 00 分

エ) 事業所の職員体制

職 名	常 勤	非常勤	資 格 等
管 理 者	1 名		御浜町ヘルパーステーション管理者御浜町 デイサービスセンター管理者と兼務
看 護 職 員		1 名	看護師 1 名
介 護 職 員	1 名	2 名	介護福祉士 1 名・ヘルパー 2 級資格者 1 名

2. 事業所のサービス内容

訪問入浴介護事業は、居宅介護支援事業者又は利用者が作成した「居宅サービス計画」に基づき作られた訪問入浴介護個別援助計画に沿って次のサービスを提供します。

- 入浴介助：浴槽等、入浴に必要な設備及び備品を備えた移動入浴車で訪問し、入浴を行います。サービス利用当日、体調不良等の理由により、入浴が困難な場合は清拭、部分浴などを行います。
- その他：介護等に関する相談・指導も行います。

3. サービスの利用料金

サービスの利用料金は以下のとおりです。なお、利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

ア) 訪問入浴介護事業の利用料金

下記の料金表によって、介護保険給付額を除いた金額（自己負担額1割又は2割又は3割）をお支払い下さい。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。なお、自己負担割合は負担割合証にて確認します。

※2割・3割：一定の所得以上の方

【訪問入浴介護の料金表】・・・自己負担1割分／1回

1回当り	看護職員1人・介護職員2人で訪問した場合(通常の場合)	介護職3人で訪問した場合	清拭・部分浴を行った場合
利用料金	1, 266円	1, 203円	1, 139円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	4. 2%		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1. 5%		
介護職員等ベースアップ等支援加算	1. 1%		

○初回加算・・・初回のサービス提供を行う前に担当職員が居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整（浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等）を行った場合に、自己負担額として200円を加算させていただきます。

○介護職員処遇改善加算Ⅱ（4. 2%）及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1. 5%）、介護職員等ベースアップ等支援加算（1. 1%）は、基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算等を除く。）を加えた1か月当たりの総単位数に加算率を乗じて算定させていただきます。なお、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

○通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費（1km当り20円）をいただきます。

4. 支払方法と指定口座

サービスの利用料金は、毎月、中旬までに前月分の請求をさせていただきますので、末日以内にお支払い下さい。なお支払方法には、銀行振込・現金払い込み・口座自動引落としがありますので、契約時にお選び下さい。

ア) 下記指定口座への振り込み

伊勢農協	御浜支店 普通	9 4 5 2 6 0 1 口座名：社会福祉協議会 介護保険利用料
三十三銀行	御浜支店 普通	2 3 6 8 6 4 1 口座名：御浜町社会福祉協議会 会長 筒井 道夫
新宮信用金庫	御浜支店 普通	0 0 2 0 6 7 6 口座名：御浜町社会福祉協議会 理事 筒井 道夫
ゆうちょ銀行	振替・総合口座	0 0 8 3 0 - 6 - 1 3 0 4 7 0 口座名：社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会

イ) 金融機関口座からの自動引き落とし

利用できる金融機関：伊勢農協、第三銀行、新宮信用金庫、ゆうちょ銀行

ウ) 現金による直接払い込み

御浜町社会福祉協議会事務局（御浜町福祉健康センター内）

5. 緊急時及び災害時の対応

ア) 緊急時の対応について

サービス利用時における緊急時の対応については、それぞれ利用契約書に記載しているとおりですが、連絡については、次のとおり利用者の主治医・消防署（救急車）・家族・居宅介護支援事業者（介護サービス事業所のみ連絡する）へ行ないます。

医療機関等	主治医名	(医師名：)
	連 絡 先	()
緊急連絡先	家族又は親族	(続柄：)
	連 絡 先	()
	消 防 署	熊野市消防署 御浜分署
	連 絡 先	1 1 9
	居宅介護支援事業者	(担当者：)
	連 絡 先	()

イ) 災害時等の対応について

訪問入浴介護の各サービス利用時における災害時の対応については、まず利用者の安全確保を優先とし、以降のサービス提供の有無を利用者に確認するとともに、必要な連絡については前記の緊急時の連絡先表により対応します。

6. 苦情に対する対応

ア) 事業所・サービスについての相談・苦情等の窓口

当事業所に対する相談・苦情等又は訪問入浴介護サービス計画に基づいて提供している介護サービスに関する相談については、次の担当者が承り適切に対応させていただきます。

苦情受付担当者	仲 庸 仁	訪問入浴事業担当
---------	-------	----------

イ) 行政機関その他の苦情受付機関

紀南介護保険連合及びその他の行政機関窓口にご相談・苦情を伝えることができます。

御浜町役場 福祉保健課 介護保険担当係	所在地 三重県南牟婁郡御浜町阿田和 6120 番地 1 電話番号 05979-3-0515 受付時間 8:30～17:15 (平日)
紀南介護保険広域連合	所在地 三重県熊野市井戸町 371 番地 電話番号 05978-9-6001 受付時間 8:30～17:15 (平日)
三重県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 (三重県社会福祉協議会内) 電話番号 059-224-8111 受付時間 9:00～17:00 (平日)
三重県国民健康保険団体 連合会	所在地 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 電話番号 059-228-9151 受付時間 8:30～17:00 (平日)

7. その他留意事項

ア) サービス提供を行う担当職員

- サービス提供時に、担当の職員を決定します。ただし、提供するサービスの種別により、実際には、複数の職員が交替してサービスを提供する場合があります。
- 事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。担当職員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとし、ます。
- 担当職員の交替を希望する場合には、当該職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の担当職員の指名には応じかねます。

イ) サービス実施時における事項

- サービスの利用にあたり、利用者はあらかじめ定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- 事業者は、サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : 社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会
御浜町訪問入浴サービス

説明者氏名 :